八　振替供給部門をして、振替供給の業務について、当該送電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

2　［略］

（準用）

第四十五条　第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二（第二項第三号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。）及び第四十条の三（第三項を除く。）の規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条	法第七条第四項	法第二十七条の七の二第四項	振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者
第六条の見出し	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者	［略］
第六条	法第八条第一項	法第二十七条の七の三第一項	振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者
第六条第一項	供給区域	［略］	［略］

八　振替供給部門をして、振替供給の業務について、当該送電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

2　［略］

（準用）

第四十五条　第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二（第二項第三号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。）及び第四十条の三（第三項を除く。）の規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条	法第七条第四項	法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第七条第四項	振替供給の相手方たる一般送配電事業者
第六条の見出し	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者	［略］
第六条	法第八条第一項	法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第八条第一項	振替供給の相手方たる一般送配電事業者
第六条第一項	供給区域	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］	
第七条の見出し	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者	［略］
第七条	法第八条第二項	法第二十七条の七の三第二項	［略］
［略］	［略］	［略］	

2　［略］

第三節の二　配電事業

（配電事業の許可申請）

第四十五条の二　法第二十七条の十二の三第一項の申請書は、様式第三十一の三の二によるものとする。

2　法第二十七条の十二の三第二項の事業計画書は、様式第三十一の三の三によるものとする。

3　法第二十七条の十二の三第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。

4　法第二十七条の十二の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　配電事業の用に供する電気工作物の概要及び供給区域の境界を明示した地形図

二　送配電関係一覧図

三　電力潮流図

四　配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図

五　一般送配電事業者又は他の配電事業者にその配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

［略］	［略］	［略］	
第七条の見出し	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者	［略］
第七条	法第八条第二項	法第二十七条の十二において準用する法第八条第二項	［略］
［略］	［略］	［略］	

2　［略］

［新設］

［新設］